

生涯年金に関するご相談について

社会保険労務士へご相談ください

障害年金の対象となる傷病は、手足が不自由といった外部疾患だけではなく心臓病をはじめとする内部疾患や精神病などあらゆる傷病が対象になります。

主な傷病の例

目・視力

ブドウ膜炎
緑内障
白内障
眼球萎縮
網膜脈絡膜萎縮
網膜色素変性症
脳腫瘍
など

聴力

感音性難聴
突発性難聴
メニエール病
内耳障害
など

鼻

外傷性鼻科疾患
など

口腔

上顎腫瘍
咽頭腫瘍
言語障害
など

呼吸器系疾患

気管支喘息
慢性気管支炎
肺結核
じん肺
膿胸
肺線維症
など

循環器疾患

心筋梗塞
狭心症
心筋症
慢性心包炎
リュウマチ性心包炎
慢性虚血性心疾患
僧帽弁閉鎖不全症
大動脈弁狭窄症
など

精神障害

うつ病・そううつ病
統合失調症
若年性痴呆
初老期痴呆
アルコール中毒
頭蓋内感染精神病
詳細不明の精神病
など

知的障害

発達障害

広汎性発達障害
など

腎疾患

ネフローゼ症候群
慢性腎不全
など

糖尿病

糖尿病
糖尿病性腎症
糖尿病性網膜症
その他合併症

その他

てんかん
白血病
周期性好中球減少症
HIV
乳がん・胃がん
子宮頸がん
膀胱・直腸腫瘍
直腸狭窄症
脳脊髄液減少症
その他各種難病

肝疾患

肝炎・肝がん
多発性肝膿瘍
肝硬変
など

高血圧

悪性高血圧
など

※上記の傷病と診断された方はできるだけ早い時期からの準備が必要です。

- ・ 障害年金は、老齢年金や遺族年金と違い、請求すれば必ず受給出来る年金ではありません。
- ・ 障害年金の請求は、原則として 65歳になる前に（65歳誕生日の2日前までに） 請求する必要があります。
- ・ 保険料納付状況や障害年金認定基準等に基づき厳しく審査され、支給・不支給・障害等級が決定されます。
- ・ 障害年金の請求にあたり、十分な準備と社会保険労務士等の専門家のアドバイスなしに請求すると不支給となったり、低い等級で認定される場合があるので注意が必要です。

悩んだりあきらめる前にまず相談を

年金のスペシャリスト・社会保険労務士がサポート致します

森永陽子社会保険労務士事務所 TEL:090-4657-6018

私達は適正な方の適正な年金の受給権取得に向けて努力しています